



千葉県の補助に
上乘せ補助！

令和7年度 松戸市

創業者保証料補助金

申請受付期間
令和7年12月から
令和8年1月まで

(利子補給金と
同時受付)

補助対象融資

千葉県制度融資
創業資金(一般枠)

※千葉県の保証料補助(割引)
を受けた融資
※償還期間が3年以上の融資

補助内容

保証料率0.4%
を補助

※ただし1年毎の実績払い

補助対象者

■ 特定創業支援等事業
の証明書の発行
を受けたもの

・市内に本店があること
(個人事業主の場合は、事業所と
住所の両方が市内)等

申請受付期間

令和7年12月から令和8年1月(利子補給金と同時受付)

1年毎に交付するため、毎年申請が必要です。

1月から12月までを1年として、1年間に借入れていた期間分を1年毎に補助します。(当初3年まで)

■ 特定創業支援等事業とは！ (特定創業支援等事業の証明書の発行を受けた方が本補助金の対象です)

- ・市区町村及びその連携機関が実施する創業や創業後の経営をサポートする相談事業・セミナーです。
- ・松戸市の特定創業支援等事業は、下記①から⑤です。詳細は右記のQRをご確認ください。

	松戸市の特定創業支援等事業名	証明書の発行対象要件(受講回数)
①	松戸スタートアップオフィス創業相談	1か月以上にわたり4回以上
②	まつど創業塾	全8日中、6日以上
③	専門家相談	1か月以上にわたり4回以上
④	松戸商工会議所 創業継続相談	1か月以上にわたり4回以上
⑤	千葉県信用保証協会 創業スクール	全4回及び個別のフォローアップ1回以上

融資実行後に、特定創業支援等事業を受け、証明書の発行を受けた場合も補助対象となります。

※証明書の発行は、申請時に創業準備中の方もしくは個人事業主として開業5年以内の方が対象となります(法人設立後は発行できません)のでご注意ください。



松戸市 商工振興課 TEL 047-711-6377

〒271-8588 松戸市小根本7-8 京葉ガス第2ビル4階

本補助金詳細QR
松戸市HP→

